

負担上限月額に係る申告書 兼 同意書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 区分 受診者本人 保護者 代理人

住所

氏名

受診者(患者) 氏名

私は、 受診者本人 保護者 が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、令和 年中の

【階層区分：低所得Ⅰ 2,500円/月】

公的年金等の収入金額、合計所得金額及び国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が下記のとおり80万円以下であることを申告し、特定医療費（指定難病）支給認定を申請します。

① 公的年金等の収入金額 _____ 円

② 合計所得金額 _____ 円

③ 障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付（裏面参照）

 ③の給付等を受給していません。 ③の給付等の受給額は、別添書類のとおり _____ 円です。

合 計 _____ 円

【階層区分：低所得Ⅱ 5,000円/月】

公的年金等の収入金額、合計所得金額及び国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が80万円を超えることを申告し、特定医療費（指定難病）支給認定を申請します。

また、自己負担上限月額が5,000円となることに同意します。

指定難病に係る特定医療費の自己負担上限月額

(単位：円)

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000	5,000	1,000
入院時の食費			全額自己負担		

※保健所使用欄

保健所名	確認者	添付書類	有・無
備考			

障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金、同条第六項に規定する移行農林年金のうち障害年金及び同法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの
- 八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金
- 九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付
- 十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償
- 十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの
- 十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当